

長野県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策
特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について（長野県からの
要請）

R2.6.1

政府は、令和 2 年 5 月 25 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 5 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を解除しました。

長野県では、同日に改正された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処針」等を踏まえ、感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うこと等を決定しました。

長野県から当協会あてに次のように、会員に対する要請内容の周知依頼がありましたので、お知らせします。

2 産技号外

令和 2 年（2020 年）6 月 1 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

当県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策
特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）

日頃は、長野県行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和 2 年 5 月 25

日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 5 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という」。）を解除しました。

本県では、同日に改正された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、5月29日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、法第24条第9項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うこと等を決定しました。

つきましては、貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記について周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

一般社団法人日本経済団体連合会が作成した、製造事業場及びオフィスにおけるガイドラインを添付しますので、引き続き、取組の推進にご配慮ください。

また、業種別ガイドラインの掲載先一覧（5月15日時点）も併せて添付しますので参考にしてください。

※以下のサイトでは、業種別ガイドラインの掲載先一覧の更新状況等が確認できます。

<新型コロナウイルス感染症対策のHP（内閣官房）>

<https://corona.go.jp/>

(2) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催にあたっては、概ね3週間ごとに、段階的に規模要件を緩和すること

としておりますので、開催にあたっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、基準を遵守いただくよう会員の皆さまに周知してください。

【イベント開催の目安】

	6月1日～18日	6月19日～7月9日	7月10日～31日
屋内	100人以下かつ収容定員の半分程度以内	1000人以下かつ収容定員の半分程度以内	5000人以下かつ収容定員の半分程度以内
屋外	200人以下かつ人との距離の確保(できるだけ2m)	1000人以下かつ人との距離の確保(できるだけ2m)	5000人以下かつ人との距離の確保(できるだけ2m)
全国的・広域的な人の移動を伴うもの	中止を含めて慎重な対応		
プロスポーツ等	中止を含めて慎重な対応	無観客開催	(屋内・屋外と同様)

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者のみを計上することとし、明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、形態や場所によってリスクが異なることには十分にご留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

2 協力を依頼する事項

- (1) 5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)との往来への慎重な対応

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県との間の往来については慎重に対応いただき、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

- (2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

国では、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加

者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて周知するよう求めています。

本取組について、別紙を利用するなどにより、会員の皆さまに周知いただくようお願いいたします。

産業労働部産業技術課技術振興係 (参事兼課長) 西原快英 (担当) 林 俊哉 電話 026-235-7196 F A X 026-235-7197 Eメール sangi@pref.nagano.lg.jp
--

(添付 参考資料)

- 製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（経団連）：

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html

- オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（経団連）：

https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html

※以下のサイトでは、業種別ガイドラインの掲載先一覧の更新状況等が確認できません。

<新型コロナウイルス感染症対策のHP（内閣官房）> <https://corona.go.jp/>